調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項

【調剤管理料】

- 服用薬剤の種類や服用経過などを記録した『薬剤服用歴の記録』を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用などの有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無を確認致します。

内服薬を調剤した場合	1剤につき（3剤まで）	イ.長期処方（28日分以上の場合）	60点
		ロ.イ以外の場合（27日分以下の場合）	10点
内服薬以外の場合			10点

【服薬管理指導料】

- 薬剤服用歴に基づき、処方された薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行います。
- その他、患者様の食生活や生活環境等の情報を記録し、薬の服用に際して不都合がないかを確認し、場合によっては処方医師に情報提供致します。
- ジェネリック医薬品使用促進のため、薬剤情報提供文書により、ジェネリック医薬品に関する情報（薬の有無や価格など）を提供致します。
- 残薬の状況について、患者様ごとに作成した薬剤服用歴の記録に基づき確認し、必要に応じて手帳に記載します。残薬が相当数認められると判断される場合には、処方医に対して連絡し、投与日数等の確認を行います。
- 調剤日、薬剤の名称、用法、用量、相互作用、その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載致します。
- 薬剤交付後の服薬状況、服薬期間中の体調変化等について、担当した薬剤師が必要だと判断した場合は、電話等で確認し、情報提供いたします。

3ヵ月以内に処方せんを持参された方	お薬手帳を持参された方	45点
	お薬手帳をお忘れの方	59点
3ヵ月以上処方せんを持参されていない方		59点
介護老人福祉施設等に入所されている方		45点
情報通信機器を用いて服薬指導を受けられた方	前回から3カ月以内	45点
	前回から3カ月以上	59点
かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合		59点

個別の調剤報酬の算定項目の分かる

明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称等が記載されるものですので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方（ご家族が代理で会計をされる場合も含みます）は、お申し出ください。

開局時間

月～金　9:00~18:00

土　9:00~17:00

日・祝　定休日

（当番日を除く）

コーセイ薬局

連絡先　096-234-1491

(時間外は転送いたします。)

- 在宅患者訪問薬剤管理指導を行っております。
- ジェネリック医薬品の使用を積極的に推進しています。

施設基準に関するお知らせ①

当薬局は、以下の施設基準の届出を行い、当該加算を算定しています。

【調剤技術料】

調剤基本料１	地域支援・医薬品供給対応体制加算３
在宅薬学総合体制加算１	電子的調剤情報連携体制整備加算
連携強化加算	

【薬学管理料】

調剤管理料	在宅患者訪問薬剤管理指導料
服薬管理指導料	

◆ ジェネリック医薬品の調剤について

当薬局では医療費を抑え、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

◆電子的調剤情報連携体制整備加算について

当薬局では、「オンライン資格確認」・「電子処方箋」の対応ができる体制を整えています。

- オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し、活用しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証利用）を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。

施設基準に関するお知らせ②

- 改正感染症法に基づく**第二種協定指定医療機関**として指定を受けています。
- **要指導医薬品及び一般用医薬品**を取り扱っています。
- **感染症に係る検査キット**を取り扱っています。

◆ 地域支援・医薬品供給対応体制加算について

当薬局は、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制を整備しています。
時間外連絡先：０９６－２３４－１４９１

◆ 在宅患者訪問薬剤管理指導について

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服用の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。ご希望される場合はお申し出ください。（担当医師の了解と指示等が必要となります）

◆ 在宅薬学総合体制加算１

当薬局は、状態の急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制を整備しています。

急変時の開局時間外における在宅業務の対応	**可**
医療用麻薬（内服・外用）の取り扱い	**あり**
高度管理医療機器の取り扱い	**あり**
輸液・注射薬の無菌調整の対応	**不可**
小児在宅（医療的ケア児等）の対応	**不可**
医療材料・衛生材料の取り扱い	**あり**

介護保険サービス提供事業者について

当薬局は介護保険サービス提供事業者であり、当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下の通りです。

1．提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2．営業日および営業時間

月曜～金曜　9時～18時

土曜　9時～17時

休み：日曜・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）

緊急時は上記の限りではありません。

3．利用料金

単一建物居住者が1人	５１８単位/回
単一建物居住者が2～9人	３７９単位/回
単一建物居住者が10人以上	３４２単位/回
情報通信機器を用いて行う場合	４6単位/回

1単位＝10円

所得に応じて1～3割

※　麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に100単位が加算されます。

熊本県知事指定介護保険事業所

番号　第　4372801888　号

指定居宅療養管理指導事業者　運営規定

（事業の目的）

第１条

1. コーセイ薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、コーセイ薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第２条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
    - 保険薬局であること。
    - 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
    - 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
    - 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
    - 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）

第３条

1. 従業者について
    - 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
    - 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
    - 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
    - 常勤の管理者１名を配置する。但し、業務に支障がない限り、コーセイ薬局の管理者との兼務を可とする。

（職務の内容）

第４条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のＡＤＬやＱＯＬに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

（営業日および営業時間）

第５条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（１２月３０日～１月３日）を除く。
2. 通常、月曜日から金曜日の午前９：００～午後６：００土曜日の午前９：００午後５：００とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

指定居宅療養管理指導事業者　運営規定

（通常の事業の実施地域）
第６条
1. 通常の実施地域は、甲佐町、美里町、御船町の区域とする。

（指定居宅療養管理指導等の内容）
第７条
1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
    - 処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
    - 薬剤服用歴の管理
    - 薬剤等の居宅への配送
    - 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
    - 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
    - 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
    - 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
    - ＡＤＬ、ＱＯＬ等に及ぼす使用薬剤の影響確認
    - 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
    - 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
    - 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
    - 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
    - 在宅医療機器、用具、材料等の供給
    - 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
    - その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（利用料その他の費用の額）
第８条
1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

（緊急時等における対応方法）
第９条　居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

（その他運営に関する重要事項）
第10条
1. コーセイ薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができうる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、コーセイ薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

健康な社会が、私たちの願い。

厚生労働省基準適合

健康サポート薬局

- 健康の維持・推進を積極的に支援し、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行います。
- 健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じて適切な専門職種や関係機関の紹介します。
- 地域の薬局の中で率先して健康サポートを積極的かつ具体的に実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援等を実施します。

保険外の費用について

当薬局では療養の給付と直接関係のない以下の項目においては、
実費での負担をお願いしていますので、ご了承ください。

■ 薬剤の容器代等

- 投薬瓶のみ（300ml）　100円
- 投薬瓶のみ（200ml）　70円
- 投薬瓶のみ（100ml～30ml）　50円
- 投薬瓶（スポイト付）　70円
- スポイト（2cc　先曲がり）　20円
- 軟膏容器（100g）　70円
- 軟膏容器（50g）　50円
- 軟膏容器（30g～10g）　30円
- 点鼻用容器（30mlミストボトル）　250円
- 分包紙　1包につき　5円

■支払証明書発行手数料

- 1ヶ月分　110円(税込）
- 1年間分　1100円(税込）

■薬剤情報提供書

- 1部につき　110円(税込）